

後期第3問

Xは愛人のAと八王子市内にあるアパートを借りて同棲していた。しかし、同棲するうちにAと暮らしていくことに嫌気がさし別れてくれるよう頼んだがAは再三の頼みを断り続けた。

XはAとの関係を断つためにはAを殺すしかないと考え、平成21年9月20日午後6時頃、Aと暮らしていた同アパートにおいてAの背後からAの頸部に寝間着の紐をかけて絞めつけ、窒息死させた。その後同日午後8時過ぎ頃、山梨県まで運び、Aの死体を山中に投げ捨ててこれを遺棄し、同日午後9時過ぎ頃、再び同棲先に戻りA所有の腕時計1個、ネックレス1個、現金10万円を窃取した。なお、Aを殺害するときにはXに金品を窃取する意思はなかったことが認められている。

Xの罪責を述べよ。